

令和7年度固定資産税の縦覧

縦覧期間＝4月1日(火)～30日(水)8時30分～17時15分(市役所閉庁日・閉庁時間を除く)
問合せ＝税務課固定資産税 第1係・第2係(内線284～287)

ストマ用装具購入補助 定期申請のお知らせ

身体障害者手帳に、「直腸機能障害」または「ぼうこう機能障害」の記載がある人で、ストマ用装具を利用している人は定期申請をしてください。

3月中の申請で、4月～9月分の購入補助が受けられます。

申込・問合せ＝希望者は、身体障害者手帳と印かんを持って、障害福祉課(内線535・538)へ

介護認定調査員を募集しています

募集内容＝介護保険を利用するために必要な「要介護認定調査」に関する業務(訪問調査・調査書作成等)
※調査員が訪問できる日時で調整。調査には、認定調査システム搭載のタブレットを使用。原則、自宅と訪問調査先の直行直帰(私有自動車等で移動可)。調査報告等のための来庁が必要。雇用当初に研修あり。

資格要件＝介護支援専門員等の資格を有し、介護保険に関連する事業所に勤めていない人で、介護認定調査の実務経験がある人

報酬＝調査1件につき4,000円程度

提出書類＝市販の履歴書(写真添付)、資格証の写し
※書類、面接による選考。

申込・問合せ＝事前問い合わせの上、介護福祉課(内線514)へ

「福祉タクシー券」を交付します(3月27日(木)から受付・交付)

タクシーに乗車する時に、料金の一部を助成する令和7年度分(4月1日～令和8年3月31日)の福祉タクシー券を交付します。

※1人年間1冊。令和6年度分の券は4月1日以降、無効となります。

対象＝次の①～③のいずれかにあてはまる人

- ①身体障害者手帳持っている人のうち、視覚・下肢・体幹・脳原性移動機能・内部障害のそれぞれの等級が1～3級の人(総合等級ではありません)
- ②療育手帳Aを持っている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人

申込・問合せ＝(3月27日(木)から配布開始)対象者の各種手帳を持って障害福祉課(内線535・540)へ

おひとりさまの成年後見制度 (無料・要申込)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、今からどんな準備をしたらいいのか、成年後見制度などについて学びます。

また、地域における支え合いの観点から新たな担い手として注目されている「市民後見人」についても紹介します。

日時＝3月26日(水)14時～16時

場所＝社会福祉会館2階 会議室

内容＝①おひとりさまの成年後見制度(司法書士)

②成年後見制度センターの取組紹介

対象・定員＝市内在住・在勤で権利擁護支援に関心がある人、20人

申込・問合せ＝3月21日(金)までに、電話、FAX、QRコードで社会福祉協議会 福祉課(☎53-6531・☎55-0986)へ



児童手当受給者のみなさんへ 監護相当・生計費の負担についての 確認書提出

市から児童手当を受給し、下記の条件に該当する人は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」への回答が必要です。

対象者へ通知書を送付しますので、通知書に記載されているQRコードを読み込み、3月31日(月)までに回答してください。

①3月末に、18歳到達後最初の年度末を迎える子を養育している人

②短大や専門学校に進学していて、22歳到達後最初の年度末を迎える前に、3月末に卒業予定である子を養育している人

※公務員は、ご自身の勤務先で手続きしてください。

問合せ＝子育て支援課(内線522)